

須賀川市遊休公共施設等利活用取扱要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、須賀川市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年須賀川市条例第19号。以下「条例」という。）第3条の規定による普通財産の譲与若しくは減額譲渡又は条例第4条の規定による普通財産の無償貸付若しくは減額貸付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊休公共施設等 用途の廃止によって生じた普通財産の土地又は建物及びその建物に付随する従物をいう。
- (2) 須賀川市遊休公共施設等利活用審査会（以下「審査会」という。） 普通財産の譲与若しくは減額譲渡又は無償貸付若しくは減額貸付（以下「譲与等」という。）に関し必要な事項を調査及び審査する機関をいう。

(対象財産)

**第3条** 遊休公共施設等のうち条例第3条又は第4条の規定によるものは、次の各号に掲げる財産、かつ、市が指定したものとする。

- (1) 土地
- (2) 建物及び当該建物が存する土地（建物に付随する従物及び建物内の物品を含む。）

(地域振興事業)

**第4条** 条例第3条第5号及び第4条第3号で掲げる地域の振興に役立てることを目的とした事業（以下「地域振興事業」という。）とは、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地域コミュニティ、イベント実施、安全対策、住環境整備等の地域づくりに関する事業
- (2) 伝統文化の継承、伝統行事の実施等の文化振興に関する事業
- (3) 児童福祉、長寿福祉、健康増進等の地域福祉に関する事業
- (4) 自然環境保護、景観の保全等の環境保全に関する事業
- (5) 学力向上、世代間交流等の青少年健全育成に関する事業
- (6) 農業・商業・工業の活性化、産業イベントの実施等の産業振興に関する事業
- (7) 地域の交流人口の拡大、観光資源の発掘等の観光振興に関する事業

(対象者)

**第5条** 普通財産の譲与等を受けることができる者は、条例で定める他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体のほか、審査会において、前条のいずれかの事業を行う者と認められた者(以下「地域振興事業実施者」という。)とする。

(地域振興事業実施者の指定等)

**第6条** 前条に規定する地域振興事業実施者の指定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する法人、団体又は個人でなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないこと
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を営む法人、団体及び個人でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が役員等となっている法人又は団体及びそれらと関係を有する法人又は団体でないこと。
- (4) 反社会的勢力とかかわりのある団体の事業の用に供する法人、団体及び個人でないこと。

2 地域振興事業実施者の指定を受けようとする者は、市が指定した遊休公共施設等を活用して実施する事業の企画提案書等を市に提出しなければならない。

3 市は、前項の規定により提出された企画提案書等について、審査会において審査し、企画提案書等の内容が地域振興事業と認められたときは、地域振興事業実施者として指定することができる。

4 市長は、必要があると認める場合は、譲与等を受けようとする対象者に対して、企画提案書等の提出を求め、審査会において審査することができる。

(譲与等の基準)

**第7条** 市長が譲与等を行うことができる場合は、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体においては、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときとし、それ以外の基準及び減額割合については、別表のとおりとする。

(譲与の特例)

**第8条** 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、当該財産を譲与することができる。ただし、他の地方公共団体その他公共団体からの申出があった場合は、この限りではない。

- (1) 無償貸付又は減額貸付の期間が10年を超えた場合であって、現に借り受けている財産の取得の申出があったとき。

(2) 狭あいな雑種地等で隣接地との一体的な土地利用をするとき。

(3) 建物及び当該建物の存する土地を同時に譲渡するときにおける建物

2 前項に規定する財産の譲与においては、建物のみの譲与はしないものとする。

(用途変更及び譲渡等の禁止)

**第9条** 地域振興事業実施者又は公共的団体（以下「地域振興事業実施者等」とする。）は、条例第3条又は第4条の適用を受けた場合は、市に提案した地域振興事業等を少なくとも5年間実施しなければならない。

2 地域振興事業実施者等は、取得又は賃借した財産を当該事業以外の事業に市長の許可なく使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。ただし、取得した財産において譲渡を受けた日から5年を経過したものについては、この限りでない。

(買戻し等)

**第10条** 市長は、地域振興事業実施者等が次の各号のいずれかに該当するときは、譲与等をした財産を返還させ、又は買い戻すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 地域振興事業等を廃止若しくは休止し、又は休止の状況にあると市長が認めたとき。

(3) 財産を取得又は賃借した日から1年を経過しても、地域振興事業等を着手していないと市長が認めたとき。

(4) 虚偽その他不正な手段により地域振興事業実施者の指定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域振興事業実施者として不相当であると市長が認めたとき。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

**別表**（第7条関係）

(1) 条例第3条及び第4条に規定する他の地方公共団体その他公共団体

| 財産の処分方法 | 財産の種類 | 基準              | 減額割合 |
|---------|-------|-----------------|------|
| 譲渡      | 土地のみ  | 市長が特に必要と認める場合   | 譲与   |
|         |       | 第6条第4項により審査を受け、 | 減額譲渡 |

|    |                |      |                           |                       |
|----|----------------|------|---------------------------|-----------------------|
|    |                |      | 適正と判断された場合                | (基準額の10分の1の額)         |
|    | 建物及び当該建物の存する土地 | 土地部分 | 市長が特に必要と認める場合             | 譲与                    |
|    |                |      | 第6条第4項により審査を受け、適正と判断された場合 | 減額譲渡<br>(基準額の10分の1の額) |
|    |                | 建物部分 | 当該建物の存する土地を同時に譲渡する場合      | 譲与                    |
| 貸付 | 土地のみ           |      | 市長が特に必要と認める場合             | 無償貸付                  |
|    |                |      | 第6条第4項により審査を受け、適正と判断された場合 | 減額貸付<br>(基準額の10分の1の額) |
|    | 建物及び当該建物の存する土地 | 土地部分 | 市長が特に必要と認める場合             | 無償貸付                  |
|    |                |      | 第6条第4項により審査を受け、適正と判断された場合 | 減額貸付<br>(基準額の10分の1の額) |
|    |                | 建物部分 | 当該建物の存する土地を同時に貸付けする場合     | 無償貸付                  |

(2) 条例第3条及び第4条に規定する公共的団体

| 財産の処分方法 | 財産の種類 | 基準  | 減額割合                  |
|---------|-------|---|-----------------------|
| 譲渡      | 土地のみ  | 既に貸付等により10年を超えて使用している場合又は狭あいな雑種地等で隣接地と一体的な土地利用が望ましい場合で市長が特に必要と認めるとき | 譲与                    |
|         |       | 第6条第4項により審査を受け、適正と判断された場合   | 減額譲渡<br>(基準額の10分の5の額) |

|    |                |                       |   |                       |
|----|----------------|-----------------------|---|-----------------------|
|    | 建物及び当該建物の存する土地 | 土地部分                  | 既に貸付等により10年を超えて使用している場合又は狭あいな雑種地等で隣接地と一体的な土地利用が望ましい場合で市長が特に必要と認めるとき | 譲与                    |
|    |                |                       | 第6条第4項により審査を受け、適正と判断された場合   | 減額譲渡<br>(基準額の10分の5の額) |
|    |                | 建物部分                  | 当該建物の存する土地を同時に譲渡する場合  | 譲与                    |
| 貸付 | 土地のみ           |                       | 市長が特に必要と認める場合   | 無償貸付                  |
|    |                |                       | 第6条第4項により審査を受け、適正と判断された場合   | 減額貸付<br>(基準額の10分の5の額) |
|    | 建物及び当該建物の存する土地 | 土地部分                  | 市長が特に必要と認める場合   | 無償貸付                  |
|    |                |                       | 第6条第4項により審査を受け、適正と判断された場合   | 減額貸付<br>(基準額の10分の5の額) |
|    | 建物部分           | 当該建物の存する土地を同時に貸付けする場合 | 無償貸付  |                       |

(3) 条例第3条及び第4条に規定する地域の振興に役立てる事業を実施する者

| 財産の処分方法 | 財産の種類 | 基準  | 減額割合 |
|---------|-------|---|------|
| 譲渡      | 土地のみ  | 第6条第3項により認められた場合、かつ、既に貸付等により10年を超えて使用している場合又は狭あいな雑種地等で隣接地と一体的な土地利用が望ましい場合で市長が特に必要と認める | 譲与   |

|    |                |      |   |                       |
|----|----------------|------|---|-----------------------|
|    |                |      | とき  |                       |
|    |                |      | 第6条第3項により認められた場合  | 減額譲渡<br>(基準額の10分の7の額) |
|    | 建物及び当該建物の存する土地 | 土地部分 | 第6条第3項により認められた場合、かつ、既に貸付等により10年を超えて使用している場合又は狭あいな雑種地等で隣接地と一体的な土地利用が望ましい場合で市長が特に必要と認めるとき | 譲与                    |
|    |                |      | 第6条第3項により認められた場合  | 減額譲渡<br>(基準額の10分の7の額) |
|    |                | 建物部分 | 当該建物の存する土地を同時に譲渡する場合  | 譲与                    |
| 貸付 | 土地のみ           |      | 第6条第3項により認められた場合  | 減額貸付<br>(基準額の10分の7の額) |
|    | 建物及び当該建物の存する土地 | 土地部分 | 同上  | 減額貸付<br>(基準額の10分の7の額) |
|    |                | 建物部分 | 当該建物の存する土地を同時に貸付ける場合  | 無償貸付                  |

(4) 条例第3条第2号、第3号、第4号又は第4条第2号の場合

| 財産の処分方法 | 財産の種類  | 基準          | 減額割合               |
|---------|--------|-------------|--------------------|
| 譲渡      | 土地及び建物 | 条例第3条第2号の場合 | 減額譲渡<br>(基準額から当該財産 |

|    |        |                  |  |
|----|--------|------------------|--|
|    |        |                  | の維持及び保存をするために要した費用を除いた額)                   |
| 譲渡 | 土地及び建物 | 条例第3条第3号及び第4号の場合 | 減額譲渡<br>(基準額から寄附を受けた財産の価額に相当する額を除いた額)      |
| 貸付 | 土地及び建物 | 条例第4条第2号の場合      | 減額貸付<br>(基準額から財産の被害の程度に応じ、協議のうえ決定した額を除いた額) |

※別表にある基準額とは、減額譲渡については、市有財産台帳価額又は不動産鑑定評価額、減額貸付については、財務省で定めた普通財産貸付料算定基準に基づき算出した額とする。